

障 発 0805 第 5 号  
平成 23 年 8 月 5 日  
一 部 改 正 障 発 0124 第 7 号  
平成 26 年 1 月 24 日  
一 部 改 正 障 発 0507 第 4 号  
令 和 元 年 5 月 7 日  
一 部 改 正 障 発 0306 第 6 号  
令 和 2 年 3 月 6 日  
一 部 改 正 障 発 0104 第 1 号  
令 和 3 年 1 月 4 日

都道府県知事  
指定都市長  
各 中核市長 殿  
関係団体の長  
地方厚生（支）局長

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部長  
(公 印 省 略)

精神保健福祉士法第 7 条第 1 号に規定する精神障害者の保健及び福祉に関する  
科目等の読替の範囲について

精神保健福祉士法（平成 9 年 12 月 19 日法律第 131 号）第 7 条第 1 号に規定する精神障害者の保健及び福祉に関する科目、同条第 2 号に規定する精神障害者の保健及び福祉に関する基礎科目については、精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令（平成 23 年文部科学省令・厚生労働省令第 3 号。以下「科目省令」という。）により規定されているところであるが、各科目について読替のできる範囲等を別添のとおり定め、平成 24 年 4 月 1 日（科目省令附則第 2 条に規定する準備行為を行う場合にあつては、科目省令公布の日）より適用することとしたので通知する。

また、本通知の施行に伴い、精神保健福祉士法第 7 条第 1 号に基づく指定科目、同条第 2 号に基づく基礎科目の読替えの範囲について（平成 20 年 6 月 24 日付け障発第 0624003 号障害保健福祉部長通知）（以下「旧通知」という。）は廃止する。

なお、旧通知に基づき、既に読み替えられた科目については、なお従前の例によることとする。

別添

## 指定科目等の読替の範囲

### 1 科目省令に定める科目の読替の範囲

科目省令に定める科目（以下「指定科目等」という。）の読替の範囲は次表のとおりとし、「精神保健福祉士養成施設等の設置及び運営に係る指針について」（平成 23 年 8 月 5 日障発 0805 第 3 号）（以下「指針」という。）に示す教育内容を全て含むこととする。

また、指定科目等の名称及び読替の範囲に掲げる科目の名称（以下「科目名」という。）が次のいずれかに該当する場合には、読替の範囲に該当するものとして取り扱って差し支えないこととする。

- (1) 科目名の末尾に、「原論」、「(の) 原理」、「総論」、「概論」「概説」、「論」、「法」、「(の) 方法」及び「学」のうち、いずれかの語句又は複数の語句が加わる場合
- (2) 科目名の末尾に「Ⅰ、Ⅱ」、「A、B」等が加わることにより、複数の科目に区分され、かつ、当該区分された科目の全てを行う場合
- (3) (1) 及び (2) のいずれにも該当する場合

(例) 「精神医学と精神医療」に相当する科目を行う場合

- ・ (1) に該当する場合 精神医学論、「精神科医学総論」等でも可。
- ・ (2) に該当する場合 「精神医学Ⅰ」及び「精神医学Ⅱ」等でも可。
- ・ (3) に該当する場合 「精神科医学総論Ⅰ」及び「精神科医学総論Ⅱ」等でも可。

本通知は、精神保健福祉士法第 7 条第 2 号もしくは第 3 号の規定に基づく学校又は養成施設（以下、「養成施設等」という。）においても準用することとし、養成施設等が次表の読替の範囲により認められた科目を開講するときには、精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則（平成 10 年 1 月 30 日厚生省令第 12 号）別表第 1 及び別表第 3 の科目名も読み替えるものとする。

また、以下の表に定めるほか、「医学概論」「心理学と心理的支援」「社会学と社会システム」「社会福祉の原理と政策」「地域福祉と包括的支援体制」「社会保障」「障害者福祉」「権利擁護を支える法制度」「刑事司法と福祉」「社会福祉調査の基礎」「ソーシャルワークの基盤と専門職」「ソーシャルワークの理論と方法」「ソーシャルワーク演習」については、科目ごとに、社会福祉に関する科目を定める省令（平成 20 年文部科学省令・厚生労働省令第 3 号）に規定する科目名及び社会福祉士及び介護福祉士法 7 条第 1 号に規定する社会福祉に関する科目等の読替の範囲について（平成 20 年 3 月 28 日付け厚生労働省社援発第 0328005 号）に規定する読替のできる科目を読替の範囲に該当するものとして取り扱って差し支えないこととする。

なお、各指定科目等名については当該科目の教育内容に鑑み最も適当な科目名として整理しているものであるから、各大学等及び養成施設等においては、当該指定科目等

名を使用することが望ましい。

(表)

指定科目等名	読替の範囲
精神医学と精神医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 精神疾患とその治療</li> <li>・ 精神医学</li> <li>・ 精神科医学</li> </ul>
現代の精神保健の課題と支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 精神保健</li> <li>・ 精神保健の課題と支援</li> <li>・ 現代のメンタルヘルスの課題と支援</li> <li>・ メンタルヘルスの課題と支援</li> </ul>
精神保健福祉の原理	(読替なし)
ソーシャルワークの理論と方法 (専門)	(読替なし)
精神障害リハビリテーション論	(読替なし)
精神保健福祉制度論	(読替なし)
ソーシャルワーク演習	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 精神保健福祉援助演習</li> <li>・ 精神保健福祉援助演習 (基礎)</li> <li>・ 相談援助技術演習</li> <li>・ 精神保健福祉援助技術演習</li> <li>・ 精神保健福祉演習</li> </ul>
ソーシャルワーク演習 (専門)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 精神保健福祉援助演習</li> <li>・ 相談援助技術演習</li> <li>・ 精神保健福祉援助技術演習</li> <li>・ 精神保健福祉演習</li> </ul>
ソーシャルワーク実習指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相談援助現場実習指導</li> <li>・ 相談援助技術実習指導</li> <li>・ 相談援助技術現場実習指導</li> <li>・ 精神保健福祉援助技術実習指導</li> <li>・ 精神保健福祉援助技術現場実習指導</li> <li>・ 精神保健福祉実習指導</li> <li>・ 精神保健福祉現場実習指導</li> <li>・ 精神保健福祉援助実習指導</li> <li>・ ソーシャルワーク現場実習指導</li> </ul>
ソーシャルワーク実習	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相談援助現場実習</li> <li>・ 相談援助技術実習</li> <li>・ 相談援助技術現場実習</li> <li>・ 精神保健福祉援助技術実習</li> <li>・ 精神保健福祉援助技術現場実習</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 精神保健福祉実習</li><li>・ 精神保健福祉現場実習</li><li>・ 精神保健福祉援助実習</li><li>・ ソーシャルワーク現場実習</li></ul>
--	---

## 2 個別認定

上記1の読替の範囲に含まれない名称の科目であっても、授業内容が指定科目等に合致するものについては、個別に審査のうえ認定することとする。該当する大学等は、原則として読替を行おうとする科目を含むカリキュラムを開講しようとする日の6月前までに別記様式により障害保健福祉部精神・障害保健課長あて照会されたい。

なお、個別審査は、指針に示す教育内容に対応しているか否かを判断基準とすることに留意されたい。

また、令和3年4月1日から開講しようとする科目について個別照会を行おうとする大学等は、上記の期限にかかわらず、令和2年11月30日までに提出を行うこととする。

別記様式

番 号  
令和 年 月 日

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部精神・障害保健課長 殿

学 校 名  
代表者 ○○ ○○

指定科目等の読替について（照会）

標記について、本校の○○学部○○学科における開講科目を下記のとおり読替てよろしいか照会します。

記

本校開講科目名	指 定 科 目 等 名	備 考（開 講 年 度）

担当者名： \_\_\_\_\_

電話番号： \_\_\_\_\_

電子メールアドレス： \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

学校所在地： \_\_\_\_\_

（添付書類）

- 1 該当科目ごとに授業内容を詳しく記載した授業科目の概要書
- 2 授業進度計画（別表）
- 3 全体のカリキュラム

別表

授業進度計画

指定科目名 \_\_\_\_\_

本校開講科目 \_\_\_\_\_

	指針	本校講義概要
目標		
内容		

(注1)「指針」欄には、該当科目について指針に規定する目標及び内容を記載すること。

(注2)「本校講義概要」欄には該当科目に係る講義概要を記載すること。

なお、記載に当たっては、各項目と指導の該当部分を矢印で結んで対応関係を明らかにするとともに、各項目に授業順序を示す番号を付すこと。